

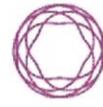
新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン



2020年9月1日

みやぎ蔵王えぼしリゾート

宮城蔵王観光株式会社



地域未来牽引企業

1. 本ガイドラインについて

2020年初期より拡散した新型コロナウイルスの感染症対策に関する指針としてみやぎ蔵王えぼしリゾート関連施設全てを対象に作成するものである。なお、本ガイドラインについては、一般財団法人日本鋼索交通協会及び一般社団法人日本フードサービス協会（外食業の事業継続のため）のガイドラインをもとに作成し、状況の変化にともない、適宜更新していく。

2. 具体的な感染拡大予防について（索道・営業・レストラン・販売共通）

① お客様へのお願い

- ・ゴンドラ乗車の列にいる場合には感覚をあけて頂く。（ソーシャルディスタンス）
- ・乗車中もしくは近くに他のお客様がいる状況においてはマスク、ネックウォーマー、フェースシールド（以下、「マスク等」という）の着用を。
- ・乗車待ちもしくは乗車中の会話は控えるため、チェアリフトの場合は極力前方を向いたままで座っていただく。
- ・混雑時の待ち時間を踏まえて、係員が搬器の乗車人数を決めることについてご理解をいただく。

② 索道施設

- ・改札係員・乗客係員および車掌係員はマスク等を着用させる。
- ・箱型搬器（ロープウェイ・ゴンドラ等）については、利用状況を踏まえ搬器内の一部の座席を禁止する、または乗車定員を制限する等の対策をとり、乗客同士の間隔を開けて安心できる搬器内環境を確保するなどに努める。
- ・搬器については窓を開ける等、適切な換気に努める。
- ・搬器内消毒は安全確保を図りながら状況に応じて定期的に実施する。

③ インフオメーション（券売所）

- ・チケット購入者との間には、飛沫防止シート（アクリル板等）を設置する。
- ・チケット・金銭等を受け渡しする際には、肌が接触しないように受け皿等で受け渡しをする。
- ・キャッシュレス化の推進。電子マネー、バーコード決済の導入。

④ 屋内施設

- ・施設の入口およびトイレ入口等には消毒液を常備する。
- ・施設の入り口又は入り口前に（ゴンドラハウス、高原レストハウス）サーモグラフィ（非接触式検知器を設置する）
- ・座席の間隔については一定の距離を確保する。
- ・レジには飛沫防止シート（アクリル板等）を設置する。

- ・提供する料理・提供方法についても、感染拡大防止に努める。
 - ・お客さまが利用されるテーブル・イス等、また券売機・トイレ・手すり等々については定期的な清掃・消毒をする。尚、トイレのハンドドライヤーは停止とする。
- ⑤ 冬季営業でのパトロール隊について
- ・パトロール隊員は常にマスクを携帯し、救助活動をする際には、臨機応変にマスクを着用するものとする。
 - ・負傷者の搬送で使用した救助ポーター類は搬送後、消毒する。

3. 従業員に関する対策

① 健康確保

- ・従業員に対し、出勤前に、新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。特に券売所係員・改札係員・車掌係員については始業前点呼時等において確認を徹底する。
- ・従業員は常に健康な身体でお客さまに接することが肝心で、前述を踏まえ体調の思わしくない従業員には休むように指導する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員には、必要に応じて直ちに帰宅させる。
- ・自宅で療養することとなった従業員は、毎日、健康状態を確認する。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

② 勤務

- ・従事する従業員に対し、業務内容に拘らず、始業前・休憩後を含め、定期的な手洗い・手指消毒を徹底する。また始業前には非接触検温器にて検温を実施する。
- ・勤務中の従業員はマスクを着用する。ただし、気温や湿度が高くなる場合においては、接客の有無やそれぞれの業務の状況（対人距離、業務負荷、周辺環境等）を踏まえた熱中症予防にも留意した対応をとるものとする。
- ・建物内（個別の部屋含む）の換気に努める。
- ・送迎車両による通勤の場合、マスクの着用と窓を開け感染予防に努める。
- ・他人と共用する物品や手が触れる運転室の操作スイッチ類は利用頻度に応じて清掃消毒をする。
- ・従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるように、作業空間と人員配置について最大限の見直しをする。
- ・朝礼や点呼は小グループにておこなうなど、一定以上の人数が一度に集まらないように努力する。

③ 休憩施設・備品等の取扱い

- ・休憩室・食堂等を使用する際は、入退室の前後に手洗いや手指消毒を励行する。
- ・休憩をとる場合でも、屋内休憩スペースについては換気をおこなう、2メートルを目安にできるだけ距離を確保するよう努めるなど、3密（密閉・密集・密接）を防ぐことの徹底にも努める。
- ・食堂などで飲食する場合には、時間をずらす、イスを間引く、対面で座らないなど2メートルの距離をできる限り確保するように努める。
- ・トイレではハンドドライヤーの利用は止め、ペーパータオルを設置するか、個人のタオルを持参させる。
- ・共有する物品（テーブル・イス等）は、定期的に消毒する。

4. レストランにおける感染拡大予防について

① お客様の安全

- ・店舗入口には、発熱や咳など異常が認められる場合は店内飲食をお断りさせていただく旨を掲示する。また、店舗入口や手洗い場所には、手指消毒用に消毒液（消毒用アルコール等）を用意する。
- ・店舗入口及び店内に、食事中以外はマスクの着用をお願いする旨掲示する。
- ・飛沫感染・接触感染を防止するために十分な間隔をとることが重要であることをお客様に理解してもらい、店内が混み合う場合は入店を制限する。
- ・店内飲食やテイクアウトで順番待ちをする場合は、各人ができるだけ2 m（最低1 m）以上の間隔を空けるように誘導する（床に間隔を示すテープを貼るなど）。
- ・順番待ちが店外に及ぶ場合は、従業員が間隔を保つように誘導するか、または整理券の発行等により行列を作らない方法を工夫する。
- ・テーブルは、飛沫感染予防のためにパーテーションで区切るか、できるだけ2 m（最低1 m）以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペースを空ける。
- ・真正面の配置を避けるか、またはテーブル上に区切りのパーテーション(アクリル板等)を設けるなど工夫する。
- ・人数の家族、介助者が同席する高齢者・乳幼児・障害者等対面を希望する場合は、可能としてもよいが、他グループとの相席は避ける。
- ・グループ間の安全を確保するために、他のグループとはできるだけ2 m（最低1 m）以上の間隔を空け、会話は控えめにし、BGMを聞くなどを勧めることを検討する。
- ・テーブルサービスを受けるときは、お客様の側面に立ち、可能な範囲で間隔を保つ。

- ・お客様が入れ替わる都度、テーブル・カウンターを消毒する。
- ・カウンターサービスは、可能な範囲で従業員とカウンター席との間隔を保つ。
- ・カウンターで注文を受けるときはお客様の正面に立たないように注意する。
- ・カウンターでは、お客様と従業員の会話の程度に応じ、従業員のマスク着用のほか、仕切り
の設置など工夫する。
- ・大皿は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分けするなど工夫する。
- ・お客様同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けるよう、業態に応じ、掲示等により注
意喚起する。
- ・個室を使用する場合は、十分な換気を行う。
- ・食券を販売している店舗は、券売機を定期的に消毒する。
- ・会計処理に当たたる場合は、可能であれば、電子マネー等の非接触型決済を導入する。現金、
クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、コイントレイ（キ
ャッシュトレイ）などを使用する。また、コイントレイは定期的に消毒する、会計の 都度手指
を消毒するなど工夫する。
- ・飛沫を防止するために、レジとお客様の間にアクリル板等の仕切りを設置するなど工夫す
る。

② レストラン従業員の安全衛生管理

- ・食品を扱う者の健康管理と衛生管理を徹底する。
- ・従業員の健康管理において最も重要なことは、各自が店舗に新型コロナウイルスを持ち込ま
ないことである。
- ・従業員は必ず出勤前に体温を計る。発熱や風邪の症状がみられる場合は、店舗責任者に その
旨を報告し、勤務の可否等の判断を仰ぐ。
- ・感染した従業員、濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止する。
- ・店舗ではマスクやフェイスガードを適切に着用し、頻繁かつ適切な手洗いを徹底する。
- ・従業員やその家族が過度な心配や恐怖心を抱かないよう、また風評被害や誤解などを受けな
いよう、事業者は現状を的確に従業員に伝える（従業員へのリスク・コミュニケーション）。
- ・従業員のロッカールームや控え室は換気し、空調設備は定期的に清掃する。

③ レストラン従業員の衛生管理

- ・食品を扱う者の健康管理と衛生管理を徹底する。
- ・従業員の健康管理において最も重要なことは、各自が店舗に新型コロナウイルスを持ち込ま
ないことである。
- ・従業員は必ず出勤前に体温を計る。発熱や風邪の症状がみられる場合は、店舗責任者に その

旨を報告し、勤務の可否等の判断を仰ぐ。

- ・感染した従業員、濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止する。
- ・店舗ではマスクやフェイスガードを適切に着用し、頻繁かつ適切な手洗いを徹底する。
- ・従業員やその家族が過度な心配や恐怖心を抱かないよう、また風評被害や誤解などを受けないうよう、事業者は現状を的確に従業員に伝える（従業員へのリスク・コミュニケーション）。
- ・従業員のロッカールームや控え室は換気し、空調設備は定期的に清掃する。

④ レストラン従業員の安全衛生管理

- ・店内（客席）は適切な換気設備の設置及び換気設備の点検を行い、徹底した換気を行う（窓・ドア等の定期的な開放、常時換気扇の使用など）。
- ・店内清掃を徹底し、店舗のドアノブ、券売機、セルフドリンクコーナー等の設備等、多数の人が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。また、テーブル、イス、メニューブック、タッチパネル、卓上ベル等はお客様の入れ替わる都度、アルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤（海面活性剤）で清拭する。
- ・卓上には原則として調味料・冷水ポット等を置かないようにするが、撤去が難しい場合は、お客様が入れ替わる都度、アルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤（海面活性剤）で清拭や用具の交換を行う。
- ・ビュッフェやサラダバー及びドリンクバーは、利用者の飛沫がかからないように食品・ドリンクを保護する（カバーを設置するまたは従業員があらかじめ又はその場で小分けする、客席と料理提供空間が近い場合には適度に仕切るアクリル板等の仕切りを設けるなど）。トング等は頻繁に消毒若しくは交換するか、または手袋の着用を促す。
- ・従業員は、店内の一箇所にお客様が集まらないように留意する。
- ・トイレは毎日清掃し、ドアやレバー等の不特定多数が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。
- ・トイレのハンドドライヤーは使用を中止し、ペーパータオルを置く。また、汚物は蓋をして流すよう、使用者に注意を促す。
- ・厨房の調理設備・器具を台所用洗剤（界面活性剤）で清拭し、作業前後の手洗いなど、従来から取り組んでいる一般的な衛生管理を徹底する。
- ・感染防止対策に必要な物資（消毒剤、不織布マスク、手袋、ペーパータオル、及びそれらの使い捨て用品を廃棄する容器等）の一覧表（リスト）を作成し、十分な量を準備しておくか、または緊急時にすぐに入手できるよう予め手配をしておく。平時から使用した分をその都度補充し、常に一定の必要量を備蓄しておくことが望ましい（ローリングストック）。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

- ・食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるごみ等の処理は手袋・マスクを着用してビニール袋等に密封して縛り、マスクや手袋を着用して回収する。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手を洗う。

5. 従業員に対する感染防止対策の啓発等

- ・従業員に対し、感染防止対策の重要性を認識させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」(※別紙)や「『新しい生活様式』の実践例」(別紙2)を周知するなどの取組をおこなう。
- ・患者・感染者・医療関係者・海外からの帰国者、その家族・児童等の人権に配慮する。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、職場内で差別されることなどが無いよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮をおこなう。

6. 感染者が確認された場合の対応

- ・保健所・医療機関の指示に従う。
- ・従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局に報告する。
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒や同勤務場所の勤務者の自宅待機などの対応を検討する
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。
- ・衛生管理責任者または安全衛生推進者等と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に協力する。

※ 輸送障害発生時など、やむを得ない場合にはこの限りではない。 ※その他の付帯設備については、該当する業界団体・行政等から発出している ガイドラインを参考にし、感染症拡大予防に適切に努める。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をすると、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
 - 人混みの多い場所に行ったら後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） □身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無し
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食卓

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

人との接触を **8割減らす**、**10のポイント**

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。

新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。

1

ビデオ通話で
オンライン帰省



2

スーパーは1人
または**少人数で**
すいている時間に



3

ジョギングは
少人数で
公園は**すいた時間、**
場所を選ぶ



4

待てる買い物は
通販で



5

飲み会は
オンラインで



6

診療は**遠隔診療**

定期受診は間隔を調整



7

筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8

飲食は
持ち帰り、
宅配も



9

仕事は**在宅勤務**

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10

会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましよう

1. 換気の悪い**密閉空間**
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理

も、同様に重要です。